

平成22年3月2日  
運輸審議会審理室

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針  
の改正事案に関する答申について

事案の種類	内 容	決 定
安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正	鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改定	諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適当である

平成21年12月1日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正」事案について、運輸審議会は「諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適当である」との結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申いたしましたので、お知らせします。

(連絡先)

運輸審議会審理室 小室、石原

☎ 03(5253)8810 (直通)

(諮問事案に関する連絡先)

大臣官房運輸安全監理官室 伊地知、田村、辻

☎ 03(5253)8797 (直通)

国運審第43号  
平成22年3月2日

国土交通大臣 前原 誠司 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第三百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正に関する諮問について

平21第7001号

平成21年12月1日付け国官運安第200号をもって諮問された本事案については、運輸安全確保部会において討議を行うとともに、当審議会に提出された資料その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の2、貨物自動車運送事業法第60条の2、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条の2第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針については、平成21年12月1日付け国官運安第200号により当審議会に諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適当である。

## 理 由

1. 国土交通大臣は、平成18年8月に「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」を策定し、運輸安全マネジメント制度の周知啓発等に重点を置いて運輸安全マネジメント評価を実施してきたところであるが、運輸事業者の安全管理に対する取組の進捗状況等を踏まえ、上記方針の改正を行うとしている。

また、平成18年4月に「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」で策定された「安全管理規程に係るガイドライン」については、上記方針の付属書として扱うものとし、今回の改正の一環として、その標題、位置付け、内容を見直すとしている。

2. 当審議会は、本事案の審議に当たり、運輸安全確保部会に付託して討議を行うとともに、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行ったが、それらの結果は次のとおりである。

(1) 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本

## 的な方針の改正

改正後の方針では、運輸事業者において基本的な安全管理のための枠組みが概ね構築されていること等を勘案し、今後は運輸安全マネジメント制度の浸透・定着と運輸安全マネジメント評価の深度化に努めるとの考え方が提示されている。

また、評価の実施に当たっては、安全管理体制のPDCAサイクル機能の状況を重点的に確認するとともに、きめ細かな助言を行うこと等についての記載が追加されているほか、評価対象事業者の拡大等も図られている。

以上を踏まえれば、上記方針の改正は、運輸安全マネジメント評価の質を高め、運輸事業者の安全管理体制の改善に資することから、法律の趣旨に沿った適切なものである。

## (2) 安全管理規程に係るガイドラインの改正

改正後のガイドラインでは、「ガイドラインは、運輸事業者における安全管理体制の構築・改善の進め方の参考例を示すものである」と位置付けるとともに、その標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に変更している。

また、運輸事業者にとって判りやすいものとなるよう、取組途上の事業者が多い項目を詳細に規定することを始めとして、用語・表現の簡明化に至るまで広範な見直しを行っている。

さらに、運輸安全確保部会での討議の結果、ガイドラインの位置付けと適合しない記載事項等を修正すべきであるとされたが、これらの修正はいずれも妥当なものであると認められる。

以上を踏まえれば、上記ガイドラインの改正は、運輸事業者の安全管理体制の改善に資することから、法律の趣旨に沿った適切なものである。

## 3. 以上のことから、本事案については、諮問案を一部修正した案

のとおり改正することが適当であると認められる。

4. 当審議会としては、国土交通大臣に対し、輸送の安全の確保、運輸事業者の安全管理の重要性を踏まえ、引き続き運輸安全マネジメント評価の効率的かつ効果的な実施に努めるとともに、その実施に当たっては特に次の事項に配慮した対応をしていただくことを要望する。

(1) 中小規模の事業者に対する運輸安全マネジメント評価の促進に積極的に取り組むこと

(2) 運輸安全マネジメント評価が効果を上げるか否かは評価員の技量による部分が多いことを踏まえ、評価員の一層の技量向上を図ること

(別添参考資料：平成22年2月17日付け運輸安全確保部会報告書)

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第三百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（案）

## 1. 実施に係る基本的な考え方

- (1) 「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられた。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下この方針において「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。

- (2) 法施行後、これまで安全管理規程に係る制度（以下「運輸安全マネジメント制度」という。）の周知、啓発等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施してきた。

その結果、運輸事業者においても、運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築していることが判明している。

一方で、その取組内容については、十分でない部分や事業者間・モード間で差があることも判明している。

- (3) 上記を踏まえ、今後、当面は、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着等に努め、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理体制の実際の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けたきめ細かな助言を中心に実施する。

## 2. 実施方針

## (1) 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項

今後、当面は、安全管理規程のうち「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」となる「基本的な方針に関する事項」「関係法令等の遵守に関する事項」及び「取組に関する事項」（以下「安全方針等」という。）に関し、以下の点について重点的に確認を行い、必要に応じ、安全方針等に関し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

- ① 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用が計画的になされ、それら運用状況を自ら定期的に確認し、その確認の結果を踏まえ、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか。
- ② 経営の責任者を含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ③ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

## (2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき運輸安全マネジメント評価を行う。
- ② 実施に当たっては、保安監査実施部局と連携するとともに、大臣官房運輸安全監理官において、予め、本方針に沿って作成された運輸安全マネジメント評価実施要領に基づいて実施する。
- ③ 経営の責任者、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、別添の「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」等に基づき、運輸事業者に対し、必要に応じ、きめ細かな助言を行う。
- ④ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

## (3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 運輸安全マネジメント評価に関する内部監査、運輸安全マネジメント評価を実施する運輸安全調査官に対する技量評価、評価方法の検証、運輸安全マネジメント評価実施事業者に対するアンケート調査等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、運輸安全マネジメント評価の実施方法の改善及び運輸安全調査官の資質向上等、運輸安全マネジメント制度の更なる充実強化に努める。

## (4) 運輸安全マネジメント評価の結果の取り扱いについて

- ① 運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行い、必要に応じ、適切な措置を講じる。
- ② 運輸安全マネジメント評価の結果の公表については、運輸事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、その結果に事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、運輸安全マネジメント評価の結果の概要を取りまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

#### (5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画

上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間120から150事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。

### 3. その他

- (1) 本方針は、平成22年4月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。
- (3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。



平成22年2月17日

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な  
方針の改正に関する諮問についての運輸審議会運輸安全確保部会  
報 告 書

現行の「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」については、平成18年8月に運輸審議会の答申を受けて策定されたものであるが、同年10月の運輸安全マネジメント制度の導入から3年以上が経過しており、この間における事業者の安全管理体制の構築・改善の状況を踏まえ、制度の浸透・定着と運輸安全マネジメント評価の深度化等を図る観点から、その内容の見直しを行うことが必要となっている。

また、「安全管理規程に係るガイドライン」については、平成18年4月に国土交通省内に設けられた「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン検討会」で策定されたものであるが、基本方針の付属書として、その位置付けを明確化するとともに、事業者にとって、よりわかりやすいものとすべく見直しを行うことが必要となっている。

こうした理由により、平成21年12月1日に国土交通大臣から運輸審議会に対し、平成21年12月1日付け国官運安第200号をもって、安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正についての諮問がなされたところである。(安全管理規程に係るガイドラインの改正も基本方針の改正の一部として諮問対象となっている。)

運輸審議会は、本事案については、運輸安全に関する専門的な見地から検討を行う必要があるとの判断から「運輸安全確保部会」に付託して審議を行うことを決定し、これを受けて同部会では2回にわたって審議を行ったところであるが、その結果について、同審議会に以下の通り報告するものである。

- 1 平成22年12月1日付け国官運安第200号をもって諮問された別紙1の案について、基本方針の改正案は原案通り認めるとともに、安全管理規程に係るガイドラインの改正案は、部会所属の委員、専門委員の意見を踏まえて別紙2のように一部修正を加えた上で認めることとする。
- 2 部会所属の委員、専門委員から出された主な意見は次の通りである。

#### ◎基本方針の改正関係

改正内容については特段の意見がなかった。

#### ◎ガイドラインの改正関係

##### ○ガイドラインの位置付け

- ・ ガイドラインは、運輸事業者において安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める上での参考例として位置付けられている。従って、国土交通省が、事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施するに当たってガイドラインを活用するとの記載は、この位置付けに矛盾している。

##### ○安全管理体制の構築・改善の意義と目的

- ・ 安全管理体制の構築・改善に当たって事業者求められる事項及びPDCAサイクルを適切に機能させることについての記載は、前後の文章のつながりに配慮しつつ、事業者に過度の期待がかからないような記載内容に改めるのが望ましい。

##### ○ガイドラインの適用範囲

- ・ 管理業務についても明記されており、内航海運業では、オペレーター（運航事業者）や管理会社がオーナー（船主）の安全管理を行いやすくなるものと認識している。自動車運送事業（トラック事業）でも、元請事業者による下請事業者の安全管理について効果があるのではないか。

##### ○安全重点施策

- ・ 目標と取組計画（施策）を明確に分けたことは評価している。用語の問題であるが、目標と取組計画（施策）を併せて、安全重点施策と呼ぶのは、マネジメント分野の用語の使い方としては、やや違和感がある。

##### ○事故、ヒヤリハット情報等の収集及び活用

- ・ 航空運送事業については、既に国（航空局）による情報の収集や航空会社内での情報収集等が実施されており、運輸安全マネジメントで更なる情報収集を求めなくてもよいのではないか。（既存の仕組みで情報収集をしているのであれば、それを継続実施すればよい。）
- ・ 収集した情報については、個人が特定されないよう配慮した上で、できる限り生の形で現場に伝えるのが、事故防止を図る上では有効である。

- ・ 情報の収集については、モード横断的な考え方を基本としつつも、必要に応じて個々のモードの特性に応じた対応をとるべきである。

#### ○内部監査

- ・ 内部監査に当たっては、安全管理規程や事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているかどうかをチェックすれば十分である。ガイドラインは参考例であり、ガイドラインへの適合性をチェックする必要はない。
- ・ 内部監査要員は監査結果を経営トップ等や監査を受けた部門に説明することを明記すべきである。

#### ○文書の作成及び管理

- ・ 大手事業者であっても、文書管理が必ずしも十分に行われていない事例が見受けられる。ガイドラインに記載する必要はないが、大手事業者に対する運輸安全マネジメント評価を行った際に、文書管理の不備があった場合には、これに対し助言を行うべきである。

#### ◎ このほか、基本方針の改正及びガイドラインの改正の内容そのものではないが、次のような意見が出された。

- ・ 大手事業者では安全管理体制が概ね構築されたとのことであるが、これによって事故や重大インシデントがどの程度減少したのかを分析してほしい。
- ・ 安全管理の取組みの進んだ優良事業者に対するインセンティブ付与として、運輸安全マネジメント評価の間隔の長期化を検討しているようだが、評価員の技量向上を図るには優良事業者の事例を見せるのが最も効果的であり、評価員育成の立場からは優良事業者の評価間隔の長期化は望ましくない。
- ・ 運輸安全調査官の任期を長くするなど評価員の専門性を高めるための方策を講じてほしい。
- ・ 大手のほか中小事業者に対する運輸安全マネジメント評価を推進していく必要がある。評価のアウトソーシング等は有効であろう。また、トラック事業については、その階層構造をうまく活用し、元請けの評価の際に下請けの安全管理体制をチェックするようにしたらどうか。

運輸審議会では、これらの意見を踏まえて、本事案の審議が行われることを望む。

別 記

運輸審議会運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員名簿

平成22年2月17日現在

(委 員)

大屋 則之 (部会長)  
上野 文雄 (部会長代理)  
島村 勝巳

(専門委員)

河内 啓二  
酒井 一博  
高 巖  
谷口 綾子  
中條 武志  
芳賀 繁  
村山 義夫